国民健康保険 高齢受給者証を更新

◆国民健康保険高齢受給者証 新受給者証を送付

国民健康保険に加入している70歳以上の方に交付している「高齢受給者証」の有効期限は、毎年7月31日です。市では、対象の方全員に新しい受給者証を7月中旬にお送りしますので、8月1日以降、医療機関の窓口には新しい受給者証を提示してください。

※医療機関窓口で支払う医療費の一部負担割合は、1割または3割です。この負担割合は、前年中の所得状況により毎年8月1日に見直しを行っています（4面・表3Ⓐ参照）。

◆市・県民税非課税世帯の入院時食事代などを軽減

国民健康保険に加入している市・県民税非課税世帯の方は、申請により「標準負担額減額認定証」の交付を受けると、入院時の食事代などが軽減されます。

なお、すでに標準負担額減額認定証の交付を受けている方も更新手続きが必要です。

※世帯内に昨年中の所得を申告していない方がいる場合、軽減措置を受けられませんので、必ず申告してください（4面・表3Ⓑ参照）。

問 保険年金課（☎235・4594）。

あるっくえびな 第9回 えびな市民ウオーク 参加者募集

市では、第9回えびな市民ウオークを開催します。参加希望の方は、目的・体力に応じて三つのコースから選択してください。

▽日時　9月19日㈰8時受付、9時スタート

▽コース　以下の3コースから選択（いずれも海老名中央公園スタート・ゴール）

①ファミリーコース（約6キロ）

②健脚コース（約12キロ）

③史跡コース（約5キロ）

▽対象　健康な方で、大会の決まり・ウオークマナーを守れる方（年齢・性別は問いません。ただし、小学生以下は保護者同伴）

▽定員　①と②合わせて先着850人、③＝先着150人

▽参加費　200円（中学生以下は無料）。

※コース詳細は、本紙8月15日号でお知らせします。

申 問 7月20日㈫～8月20日㈮に、直接または電話・はがき・ファクス・市ホームページ（携帯電話も可）から、希望コース名・氏名（ふりがな）・年齢・住所・電話番号（グループで申し込む場合、代表者名・全員の住所・氏名・年齢・電話番号）を、文化スポーツ課（☎235・4927）へ。

▲申し込み専用（電子申請）携帯電話サイトをご利用ください。

便利です！「えびなメールサービス」

登録はebi-i@posh.jp あて空メールを送信。
詳しくは、市ホームページまたは情報システム課へ

独り暮らし高齢者に「えびな安心キット」を配布

～医療情報を記入、救急時に活用～

市では、65歳以上の独り暮らしの高齢者に医療情報などを記入し保管する「救急医療情報キット」（通称＝えびな安心キット）を配布します。

これは、独り暮らしをする高齢者の、日常生活の安心と安全確保を目的に、急病などで救急車の要請があった場合、到着した救急隊員が医療情報などを活用し、迅速に処置できるようにするものです。

同キットの内容は、筒状の容器に、本人の氏名や緊急連絡先などの必要事項を記入したシートと健康保険証の写し・お薬手帳の写しなどを入れて冷蔵庫に保管します。

▽配布時期　7月中旬（民生委員が対象者に配布）。

問 高齢介護課（☎235・4950）。

不法投棄防止

～環境づくりにご協力を～

市では、市民の生活環境を守り、公衆衛生の向上のため、不法投棄防止に向けた巡回監視や一斉調査を実施しています。また、不法投棄された物を確認の上、警察署と協議し、悪質な投棄者の摘発を行っています。

不法投棄とは、家電リサイクル法や廃棄物処理法などに基づき、市で定めた集積所へのごみ出し収集と異なった方法・場所にごみを投棄することで、山林沿いや河川敷に限らず、市で収集・処理できない物などを集積所に出すことも該当します。

なお、不法投棄をすると、法律によって罰せられます（5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金）。

このため、市では不法投棄の確認後、排出者が自主的に回収するよう注意・警告しています。

また、一斉調査などの結果（下表）から、2回以上不法投棄があったごみ集積所に、「不法投棄重点監視箇所・注意警告表示」と掲示し、地域の方など関係者に監視への協力を依頼しています。

なお、私有地にごみを不法投棄された場合、原則としてその土地の所有者が、ごみの処理費用を負担することになります。市民の皆さんも、所有する土地の除草やせん定、柵の設置など、不法投棄しにくい環境づくりにご協力を。また、不法投棄を発見・目撃した場合には、海老名警察署または美化センターへお知らせください。

問 海老名警察署（☎232・0110）、美化センター（☎231・3366）。

▶不法投棄されたごみ

＜平成21年度調査結果＞

調査内容	確認数
市パトロール（月2回）・市民通報	ごみ集積所＝178カ所・465点、公有地など＝5カ所・150点
ごみ集積所一斉調査（年5回）	27カ所・465点
県・市合同パトロール（年6回）	約40カ所

ポイ捨ては禁止です

歩行喫煙もしないでください

市では、「海老名市まちの美化に関する条例」（平成11年10月1日施行）で、ごみやガム、たばこの吸殻などの「ポイ捨て」を市内全域で禁止しています。

また、喫煙者は、歩行喫煙をしないようにしてください。

きれいなまちを保つため、ごみは持ち帰る、たばこを吸う人は必ず携帯灰皿を持つなど、絶対にポイ捨てをすることがないようご協力をお願いします。

問 資源対策課（☎235・4933）。

8月7日㈯ あつぎ鮎まつり花火大会開催

厚木駅周辺で交通規制を実施 河畔公園付近が立入禁止区域に

あつぎ鮎まつり花火大会が、8月7日㈯の19時から20時40分まで、相模川・中津川・小鮎川の合流点で行われます（荒天等の場合は8日㈰に順延）。これに伴い、厚木駅周辺が17時から22時30分まで交通規制されます（下図参照）。当日は、周辺道路の混雑が予想されます。お出かけには電車・バスを利用し、路上駐車をしないでください。

また、当日の8時から花火終了までは、河畔公園付近に立入禁止区域が設定されるほか、サイクリングロードでは花火の観覧ができません。皆さんのご協力をお願いします。

通行許可書の手続きは 海老名警察署交通課へ

次の①～⑤のいずれかに該当する方は、事前の申請により、交通規制区域内での車両通行が認められる「許可証」が発行されます。

①規制区域内に申請者本人の住所がある　②規制区域内に申請者本人の駐車場がある　③規制区域内に申請者本人の事業所があり、かつ稼働中　④規制区域内に申請者本人の勤務先があり、かつ稼働中　⑤規制区域内への出前・配達

▽受付期間と時間　7月23日㈮～8月6日㈮（㈯㈰を除く）の8時30分～12時、13時～17時15分

▽持参する物　印鑑・運転免許証・車検証。

※規制区域内に実家、親せき、友人宅があるなどの理由では発行されません。

問 あつぎ鮎まつり実行委員会（☎295・5496）、海老名警察署交通課（☎232・0110）または市市民安全課（☎235・4789）。

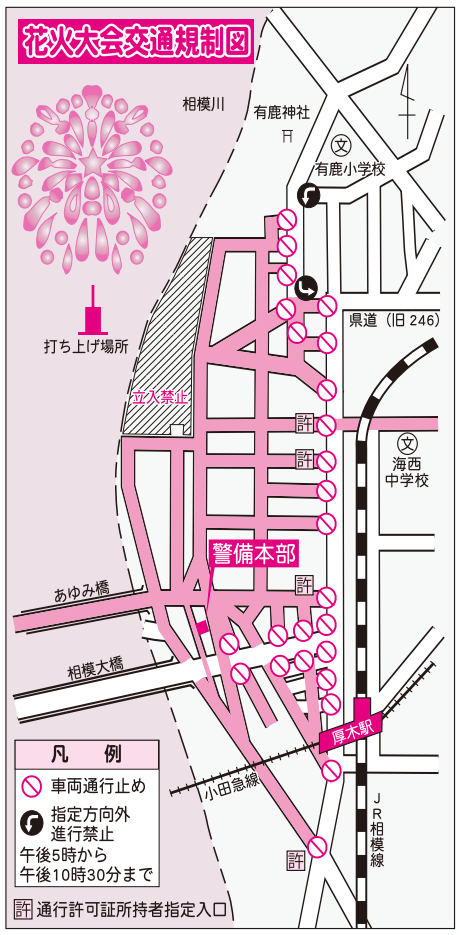

※歩行者の通行の妨げとなるので、自転車・バイクの乗り入れはご遠慮ください。